

# 令和3年度短期大学認証評価実施要領

令和2年6月

一般財団法人 大学・短期大学基準協会



# 令和3年度短期大学認証評価実施要領

一般財団法人大学・短期大学基準協会

この要領は、「短期大学認証評価要綱」及び「一般財団法人大学・短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程」に基づき、令和3年度の認証評価実施に関して、必要な事項をまとめたものです。

## I 認証評価の概要

### 1. 実施機関及び連絡先

一般財団法人大学・短期大学基準協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第2星光ビル 6階

Tel : 03-3261-3542 (事業課)、03-3261-3594 (代表)

Fax : 03-3261-8954

### 2. 目的

一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下、「基準協会」という。）が行う認証評価は、短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資するとともに、評価システムや評価の結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ることを目的とします。

### 3. 評価の対象

評価を希望するすべての短期大学（文部科学大臣の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象とします。

### 4. 評価の周期

認証評価は、文部科学大臣による設置認可後又は評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに受けなければなりません。

### 5. ALOの配置

各短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（評価校マニュアルにいう提出資料及び備付資料）の選別・作成、学内調整、基準協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う ALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）を配置し、登録してください。

また、評価を受ける年度にはできるだけ ALO を補佐するための ALO 補佐（『評価校マニュアル』参照）を配置していただき、配置した場合には、基準協会に報告してください。

## 6. 評価の実施体制

### (1) 理事会

機関別評価を決定します。

### (2) 短期大学認証評価委員会

機関別評価案を作成し、理事会に報告します。

#### ① 分科会

当該年度の評価を受ける短期大学数に応じて設置します。

#### ② 財務部会

評価チーム及び分科会と連携して評価を行います。

#### ③ 評価チーム

評価校1校につき、評価員4名程度で編成します。

#### ④ 評価員

評価員経験者及び学識経験者から評価校数に応じて委嘱します。

### (3) 認証評価審査委員会

内示された機関別評価案に対する異議申立てについて審査を行います。

## 7. 評価の方法

### (1) 評価の基本

短期大学設置基準を基礎とした短期大学評価基準による評価を基本としつつ、短期大学の個性を尊重する評価も併せて行います。

### (2) 各評価員による評価

自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査により、各評価員が短期大学評価基準に定める区分ごとに評価を行います。

### (3) 評価チームによる基準別評価

各評価員による評価に基づき、評価チームが短期大学評価基準に定める基準ごとに評価を行います。

### (4) 短期大学認証評価委員会の分科会による機関別評価原案の作成

評価チームによる基準別評価に基づき、短期大学認証評価委員会に置かれる分科会（評価チームを分担する）が機関別評価原案を作成します。なお、基準Ⅲの財的資源の評価については、財務部会と連携して評価を行います。

### (5) 短期大学認証評価委員会による機関別評価案の作成と内示

分科会が作成した原案に基づき、短期大学認証評価委員会が機関別評価案（適格・不適格）を作成し、理事会に報告した後に、委員長が当該短期大学に内示します。

### (6) 理事会による機関別評価の決定

理事会は、短期大学認証評価委員会が作成した機関別評価案及び異議申立てに係る認

証評価審査委員会の審査結果等に基づき、機関別評価を決定し、理事長が当該短期大学に通知します。

## 8. 異議申立て及び意見申立ての機会

- (1) 短期大学は、内示された機関別評価案について、機関別評価の判定及び各基準の判定に異議がある場合、異議申立てを行うことができます。
- (2) 異議申立てに対しては、認証評価審査委員会において審査します。
- (3) また、内示された機関別評価案の記述について、(1)の判定以外の記述について意見がある場合、意見申立てを行うことができます。
- (4) 意見申立てに対しては、短期大学認証評価委員会において審議し、認証評価審査委員会及び理事会に報告します。

## 9. 機関別評価結果の公表

機関別評価結果については、認証評価結果報告書への掲載及びウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。

## 10. 評価結果の再判定

短期大学に機関別評価結果を適格と通知した後に、評価を実施した年度における当該短期大学の状況が、次のいずれかに該当するおそれのあるときには、短期大学認証評価委員会において調査し、それが事実であると判明した場合には、機関別評価結果を不適格とします。

- 一 4基準を満たさない場合
- 二 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合
- 三 重大な法令違反がある場合

## 11. 評価に係る手数料等

### (1) 評価に係る手数料

基準協会が行う認証評価に係る手数料は、次のとおりです。

- 一 会員 1,300,000 円 (消費税別)
- 二 非会員 1,300,000 円に7年分の会費相当額を加算した額 (消費税別)

### (2) 評価員の旅費等

認証評価の訪問調査及び指定する研修会の出席に係る評価員の旅費(交通費、宿泊費、食卓料等)を、「一般財団法人大学・短期大学基準協会評価員旅費支給規程」に基づき支払います。また、訪問調査の前日に行われる事前打合せのための会場は評価校が手配し、経費は基準協会が負担します。

## II 認証評価の具体的な手続きと日程

### 1. 認証評価の申し込み

令和3年度に評価を希望する短期大学は、認証評価申込書を令和2年7月31日〔当日消印有効〕までに提出してください。

なお、申し込みを行った短期大学が、その後、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、基準協会と協議の上、令和3年6月末日までに行わなければなりません。

また、ALOの登録が済んでいない場合は、申し込みと同時に所定の様式にて連絡してください。

### 2. 評価実施決定の通知

令和2年9月下旬に通知します。

### 3. 手数料の納入

手数料の納入時期及び方法等については、別途通知します。

### 4. 自己点検・評価報告書（提出資料を含む）の作成及び提出

『評価校マニュアル』（令和2年6月制定予定の令和3年度評価用）に従って作成し、令和3年6月30日までに、次の提出先へ送付してください。

提出先：① 基準協会事務局

- (a) 自己点検・評価報告書（基礎データを含む）及び提出資料……………各2部
- (b) 自己点検・評価報告書（基礎データを含む）及び提出資料の「計算書類等の概要（過去3年間）」の電子データ……………1部

② 評価チームの各評価員

- (a) 自己点検・評価報告書（基礎データを含む）及び提出資料……………各1部
- (b) 自己点検・評価報告書（基礎データを含む）の電子データ（提出資料のデータは不要）……………1部

### 5. 評価チームの通知

評価を担当する評価チーム（各評価員の氏名、自己点検・評価報告書・提出資料の送付先等）については、令和3年5月下旬に通知します。

### 6. 書面調査

令和3年7月～8月に行います。

### 7. 訪問調査日程の決定

ALOは、チーム責任者と連絡をとり、訪問調査の日程を決定するとともに、基準協会事務

局及び評価チームの各評価員に通知してください。

## 8. 訪問調査

令和3年9月～10月に行います。

## 9. 短期大学認証評価委員会及び分科会による審議

令和3年11月～12月に行います。

## 10. 機関別評価案の内示等

令和3年12月下旬を予定しています。

内示された機関別評価案について、異議及び意見がある場合、内示後30日以内に、異議申立てについては基準協会理事長宛に、意見申立てについては短期大学認証評価委員会委員長宛に書面で申し出てください。

## 11. 機関別評価の決定と評価結果の通知及び公表等

### (1) 機関別評価の通知及び公表

令和4年3月中旬～下旬に行います。

### (2) 適格に改善意見を付された場合の取扱い

機関別評価結果において、適格の判定に改善意見が付された短期大学は、基準協会が指定する期日までに所定の手続きに従って報告書を提出して評価を受けてください。理事会において、問題の改善が見られるか否かを評価して評価結果を決定し、通知します。

### (3) 再評価

機関別評価結果において「不適格」と判定された短期大学は、改善が必要とされた事項について、基準協会が指定する期間内に、所定の手続きに従って報告書を提出し、再評価を受けることができます。

再評価は、改善が必要とされた事項についての改善状況の可否について評価を行うとともに、本評価の結果と合わせて、「適格」又は「不適格」の判定を行い、その結果を公表します。

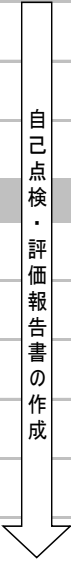

## 12. 申込者等の変更の届出

認証評価の申し込み後、申込者（理事長・学長）及びALOに変更がある場合は、速やかにその旨基準協会事務局までご連絡ください。

### Ⅲ 令和3年度認証評価スケジュール

<大学・短期大学基準協会>

<評価を受ける短期大学>

令和2年		
	4月	
令和3年度短期大学認証評価実施要領・申込書送付(本通知)	5月	
	6月	
	7月	(7月31日)令和3年度短期大学認証評価の申込締切
	8月	(8月26日)令和3年度短期大学認証評価ALO対象説明会
(9月下旬)評価を受ける短期大学の決定及び通知	9月	令和3年度認証評価実施決定の通知を受理 自己点検・評価の実施と結果の取りまとめ及び報告書の作成
	10月	自己点検・ 評価報告書の 作成 
	11月	
	12月	
令和3年		
	1月	
	2月	
	3月	
	4月	
	5月	
	6月	(6月30日)自己点検・評価報告書の提出締切
(7月中旬)令和3年度短期大学認証評価 評価員研修会	7月	評価チームと調整し、訪問調査の日程を決定
各評価員による評価 評価チームによる基準別評価	8月	
訪問調査の実施	9月	訪問調査への対応
	10月	
(11月上旬)評価チームによる基準別評価票提出最終締切		
(11月下旬)短期大学認証評価委員会分科会による 機関別評価原案の作成	11月	
(12月)短期大学認証評価委員会による 機関別評価案の作成及び内示	12月	機関別評価案の検討
令和4年		
(異議申立てのあった場合)審査委員会による審査	1月	「異議申立て」、「意見申立て」 内示後30日以内に、異議・意見 申立書を提出 
	2月	
(3月中旬)理事会による機関別評価の決定 (3月下旬)機関別評価結果の短期大学への通知、公表 及び文部科学大臣への報告	3月	機関別評価結果の受理